

2021年7月より

特定看護師が特定行為を実施します



当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成させた特定看護師が、医師からあらかじめ作成された手順書(指示)に従い、認められた特定行為を行います。

当院で実施できる特定行為が以下の18です

- ・褥瘡又は慢性創傷の治癒における血流のない壊死組織の除去
- ・創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ・気管カニューレの交換
- ・経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- ・侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- ・人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- ・人工呼吸器からの離脱
- ・直接動脈穿刺法による採血
- ・橈骨動脈ラインの確保
- ・創部ドレーンの抜去
- ・腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む)
- ・胸腔ドレーンの抜去
- ・低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更
- ・脱水症状に対する補液による補正
- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・インスリンの投与量の調整
- ・急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理

看護師特定行為とは

21区分38の特定行為において、研修を終了した特定看護師は医師の判断を待たずに、手順書(指示)により一定の診療の補助(特定行為)を実施できるようになりました。これは、今後高まる医療ニーズに答えるための国の施策です。

皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

<看護師特定行為に関するご相談、お問合せ先>

月曜日～金曜日 8:30～16:50 (祝日及び年末年始を除く)

場所:患者相談窓口

・窓口責任者:病院長 本多正徳 ・相談担当者:医療安全管理者:塚田則子

